

別紙 1 (要求水準書)

①	遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFASPS：2024）」（（社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
②	遊具の対象年齢、遊び方、注意事項に関する情報が入った看板を設置すること。
③	本市のマスコットキャラクターである「にーみん」をモチーフとした複合遊具を設置すること。また、遊具の機能として「ターザンロープ」（参考写真あり）の設置は必須とし、わんぱく広場東側に設置しております「スライダー」（参考写真あり）は撤去しない（移設は可）こと。
④	インクルーシブ遊具を設置すること。
⑤	設計、施工にあたっては、最新の岡山県土木工事共通仕様書、岡山県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、その他関連する基準に従うこと。
⑥	遊具等の材料は、新見市の気象条件を考慮し、腐食しにくく、耐久性に優れたものを採用すること。
⑦	維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。
⑧	遊具の周囲にはセーフティーマット等必要な安全施設を設置すること。
⑨	製品を設置後2年間（木部の腐朽に関するものは5年間）、通常の使用にも関わらず、部材・部品の欠陥、あるいは設計製作上の不備により故障した場合は無償で修理及び取替を行うこと。

別紙 2 (施工条件書)

①	施工時間帯は、9時00分から17時00分までとする。(土、日、祝日を除く) ※管理者が認める場合はこの限りではない。
②	受注業者は契約後に実施設計を完了させ、その内容(構造計算を含む。)について発注者の承諾を得た上で施工に着手すること。
③	工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
④	受注業者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。
⑤	公園内にある全ての既設遊具について、撤去・更新を可能とする。 ※別紙1(要求水準書)③を除く。
⑥	わんぱく広場内の敷地については、自由に改良を加えることができる。その際、遊具、植栽及び築山等の解体費用は本提案に含まなくても良い。ただし、造成等にかかる費用については本提案に含めることとする。
⑦	工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階(着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他)に整理し、工程の過程が容易に把握出来る様にする。
⑧	岡山県土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。
⑨	遊具等の製作工場における品質確認検査(部材塗装前の加工状況・溶接状況、塗装膜厚確認等)および竣工時の社内検査(出来高確認)の状況写真を提出すること。
⑩	木材を使用する場合は、防腐処理証明書を提出すること。
⑪	現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和45年法律第137号)を遵守し、適正に処分すること。
⑫	構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
⑬	工事に伴い、周辺の既設施設等を破損した場合は、受注業者により補修等行うこと。
⑭	建築確認申請手続き等の諸手続きは受注業者により行うこと。(費用を含む)
⑮	遊具の完成予想図や整備状況について、ホームページ等で随時PRを行うため、資料作成、準備等に協力すること。
⑯	公園利用者の安全を第一に考え工事箇所のバリケード、工事看板の設置、工事車両の誘導及び公園内の移動速度10km/h以下の徹底とともに、公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。
⑰	周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、近隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。
⑱	大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任を持って安全の確保に努めること。